



国土交通省近畿地方整備局 滋賀国道事務所 滋賀県土木交通部	配布日時	平成27年3月26日(木) 14時00分
資料配布		

件名	国道161号志賀バイパスの現道区間を移管 ～ 国管理から滋賀県管理へ ～
----	---

概要	<p>「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）」に基づき、国道161号志賀バイパスに並行する現道区間（滋賀県大津市北小松～木戸 延長約6.6km、滋賀県大津市荒川～木戸 延長約0.9km）について、国土交通省から滋賀県へ移管しますので、お知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 移管対象路線名と区間：一般国道161号 滋賀県大津市北小松～木戸（約6.6km） 滋賀県大津市荒川～木戸（約0.9km）○ 移管日時：平成27年4月1日（水）午前0：00○ 移管前の道路管理者：国土交通省近畿地方整備局 （管理担当事務所：滋賀国道事務所）○ 移管後の道路管理者：滋賀県（管理担当事務所：大津土木事務所）○ 移管後の路線名：滋賀県大津市北小松～木戸：県道高島大津線 滋賀県大津市荒川～木戸：県道志賀インター線
----	--

取り扱い	_____
------	-------

配布場所	滋賀県政記者クラブ、大津市政記者クラブ
------	---------------------

問い合わせ先	国土交通省 近畿地方整備局 滋賀国道事務所 副所長 古野 幸夫 管理第一課長 岩本 真幸 TEL：077-523-1741（代表） 滋賀県 土木交通部 道路課 道路保全担当 課長補佐 清水 良幸 主幹 木田 豊 TEL：077-528-4134
--------	---

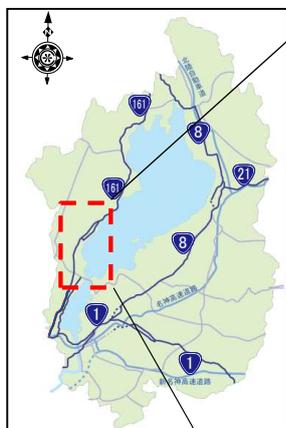
国道161号志賀バイパスの現道区間を移管 ～ 国管理から滋賀県管理へ ～

「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)」に基づき、国道161号志賀バイパスに並行する現道区間(滋賀県大津市北小松～木戸 約6.6km、滋賀県大津市荒川～木戸 約0.9km)を国土交通省から滋賀県へ移管します。

移管後は、県道となり滋賀県大津土木事務所が管理を行います。

移管日時：平成27年4月1日(水) 午前0:00

位置図



○移管前の道路管理者：国土交通省近畿地方整備局
(管理担当事務所：滋賀国道事務所)

○移管後の道路管理者：滋賀県(管理担当事務所：大津土木事務所)

○移管後の路線名：県道高島大津線、県道志賀インター線

・ ご利用にあたっての注意事項 ・

移管に伴い、案内標識などの更新を各管理者が出来るだけ速やかに行う予定ですが、当面の間旧表示と新表示との混在が予想されますので、あらかじめご了承下さい。